張家界志

上編

へ 遠13
2475
86

へ函3
2475
86

茶磯蒙

徳倉見聞奇續篇巻拾六

目録

一 将軍家市上洛乃事
附 徳倉市下向乃事
一 法寺の修復成評せらるる事
附 修復終り乃事
一 右京権大夫奇物を戒めらるる事

一　火柱乃事幷海乃変

附　京都大文字焼附御所の変

英　境目乃海狸判乃変

宮内省図書寮

続善見聞志続篇巻之六

将軍松平上洛の事

附　徳川市正向乃変

寛永四年十一月吉日　法元乃事

暦仁元年　正月吉日　将軍

嘉吉元年　秋田

城之介　義宗ガ　鉾入　御乃事

大八日間乃刻 [illegible] 成 [illegible] 鑾駕 [illegible]
[illegible] 同 二月十六日 [illegible] 別 [illegible] 路の [illegible]
[illegible] 也 [illegible] 豐日 [illegible] 乃刻 六波羅
小 [illegible] [illegible] 路沢の [illegible] [illegible] [illegible]
[illegible] 同 [illegible] [illegible] [illegible] 玉の
武士 [illegible] [illegible] [illegible] 供
[illegible] [illegible] [illegible] 帰 [illegible] [illegible] 別

[illegible] 歩行 [illegible] 後藤 [illegible] 関東
先陣 [illegible] 家乃子 二十六人 [illegible]
甚 [illegible] [illegible] 人 [illegible] 東 [illegible]
大膳 [illegible] [illegible] [illegible] 番
[illegible] [illegible] 将軍家の [illegible]
而九十二騎 [illegible] [illegible] 騎 [illegible] 歩
[illegible] [illegible] 歩行 [illegible] 人 [illegible] 具 [illegible]

小林兵部少輔殿武士六十
四人京都より出張の由也と申書
状来り小具足馬皆以上二十
人京都より出張の諸人籠
城揚り帯刀折烏帽子とも
多く出張水戸の人六百ハ
かり立籠りつゝ夜ひるハ六百ハ

小原京橋大文書附道具三十人
侍指八人物頭ハ何れ〻ハ敷と
知れず後藤作兵衛大文附居し
陸奥武十人武士十人京都にて
乃業野武知れず見物の書状
聖跡より六波羅道のあ
例り俎乃ゆ

手数成而ものしの数とをつて同く
廿二日将軍家ゟ御人数国の亭
に来臨御入りふ
一揆勢入り
ども先鉄の砲を打かけ
ども鉄列乃軍兵
ら進先陣を右馬頭殿
将軍大八葉乃車小田大石
十人雪崩中鉄砲第一て左右
ゟ清水清庵八人生捕ル器の
勝馬成竜小性乃敵人生捕
ゟ中陣同く廿三日未明乃
小淡国成鉄砲中納言
に任ず右馬頭殿成兼帯ゟ同く
廿六日検使遠使の別南く衛ゟ

同廿八日中納言任ぜられ侍
三月七日権大納言任ぜられ
右馬寮検校遠度の別当を辞し
侍り四月七日大納言の兼官
同廿八日一條殿出家とぞ
也出戒師は阿闍梨の前大僧正
良暁なり六月十日右大将軍家成卿
大臣良実公乃亭小清水
法橋興源なり梅福寺
中納言将軍教通公の父
一條乃出家なり長元四月十日仁和
寺法皇入滅日高実公乃亭
小寺に法皇の御遺骨
乃法師なり小寺に

乃樽を送られ福王君澤山
を始め奉り松軍部の山城乃内手
ら乃上を始め多く死ざるに
世爲代射長ハ松軍外
ち上野十郎勝内手作濱さ
十郎かこまり目の松と割り
かけ来り乃本手を
見事ら世友校を成りて本多
乃ら下ハ黒乃下ハ長
ら結人を同ハくきも世ら
足居ら所手勝村ハ
ハ世ら三ら乃ら先成
ら川ハ高ら三ハ世ら変成
ら先大ら原手為ら

[illegible]村[illegible]矢とりの手
[illegible]に[illegible]門の中手
射出[illegible]ゞ同様と[illegible]かけ寄
[illegible]出[illegible]筋手
[illegible]に脇[illegible]手
[illegible]乃ぶ[illegible]威ぶ
[illegible]ぶ[illegible]歩[illegible]手

将軍家も[illegible]威乃あまり[illegible]衰
と[illegible]り[illegible]府[illegible]悦手
[illegible]銘[illegible]
六月廿日将軍家[illegible]吉日手
[illegible]社参[illegible]乃神前のおと
[illegible]列[illegible]
[illegible]日六波羅[illegible]堤御[illegible]
警[illegible]の[illegible]辻[illegible]海と

禁ぜられ候ハ同七月十六日将軍様
社の宣旨ハ
為ハ如義御星ハ小雨ハ吉田ハ山社来
ハ山遍留の中ハ西方の法
又事成ハ如ハ定光ハ六波
羅乃安護ハ十ハ源ハ
同ハ九月九日寅乃刻ハ南ハ
大白星ハ吉徴と犯ハ賞威
星ハ新撰とハ同又歳星
と為ハ流星ハ
ハハハハハ星ハ
同ハ十三日星同ハ一天
ハハハハハハハハハ
十人衆の月ハ前ハ成責ハ事ハ

義興桐ハ十二葉の家紋
なれども今つゝく
免ゆる事に定めらさるも
人のまゝ春秋大夫書内の
一朝ぞ
朝もまた今も
むかしの
同十三日宮乃列
東へ事向ゆる黄屋の供奉の列
市上洛の時ハ
同武かたの
関禅関ハ四ノ宮河原
大納言具英卿ハ大津乃浦

車代として其外雲州乃車を
西せ[illegible]もまた[illegible]法方に去ル
やぐらへに切りまた高成足物
しくさてまた将軍家へ出流
[illegible]家の近道
向の路次まぐ車同く
九日く[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]
結寺の法印を[illegible]
附法印乃事
同く十二月七日神戸乃陣成さぐ
らふ旨ゆく軍兵法方の法印
寺家[illegible]の[illegible]寺蔵と神
[illegible]隠[illegible]義と

ゑて法成就免さるゝ成ハ妻子あと
絶へ遠弱の身となり寺の院人と
むさ切り出家二と云ふ所
白髮ハ停止とへ智慧とうけ
ゐ流して莫高なる如犯を為
ん能分の罪科ハ云ふ事国
法の無切ハ主家の業国を亡
ん重欲法を盛ら世絶へ
絶ん時ハ悪魔の手廣人を
ゐ国民を亡ん事疑ひ無く
利欲ハ云ふ所の事乃
祖師の恩義ハ正法の外
護と云ふ事一ツも無く絶施乃
むなしく実ハ和尚世の人

人乃為ニ別ニ如ク所ニ設造ノ之
ゲ之ヲ寺院ト為シ之ヲ為ス宮殿
ニ皆ニ仏法世間ニ満ツ
而ル那ニ新興ノ而ニ之ヲ業況而ト
造ル之ヲ寺院ニ皆ニ是ノ教ニ禁庭乃
法隆寺国司所新司所造所造
ら也ニ一国乃府ニ一寺院ヲ為ス

而ル府寺ニ為ニ造ケ之ヲ国司の業況
而ル寺院と新ル又一国ノ為ニ社
ル神護寺ニ為ニ国司の新興而
ル社院と新ル寺院ニ業況ノ
為ニ中ニ戒師ニ道法の門ニ
是ノ之ヲ為ニ国の為ノ
武ニ之ヲ為ニ食と宮と

事成為まてに文殊菩薩神首問ハ玉氏
長成申くすり門の義成神護の
綸涕おとして動くを聞中幾能ち
上ハ上成ハ坊まて下ハ上成動く
為成長〻廣恵さうくを問ハ
天下歳年引中法性門く絨戒の
ものを高ち佛成破戒破法を
世〻を陽故逆〻ち武道
不等引き文く種実の法つを化
用乃義く下為成義西ちの毋ぐ
て引ち中法乃神くいを要
法太子世間の佛法とすりて外
護一国成法ちハ神佛王道一
体不二引ち行ちと世演

[illegible]喬嘉乃世[illegible]社間
[illegible]
施物[illegible]業[illegible]東
也[illegible]師[illegible]
向屋[illegible]件乃[illegible]
と[illegible]遠犯の[illegible]
[illegible]神の[illegible]

[illegible]成級[illegible]
[illegible]

右京極大夫奇[illegible]戒[illegible]
[illegible]東
暦仁二年二月十日没元[illegible]道意
元年[illegible]同月小後島[illegible]
院[illegible]波[illegible]

弘年六十歳にて薨ぜ給へり同三月山
条内府辛酉に同じく十月二甫後法
前司義村辛酉に延應二年七月
十六日又没元にて仁治元年に
三月十六日右京権大夫藤中出し
実朝の仏御人にて五流にの
近年奇物にて侍るべ
義成好もの高ぶりて世
後鳥羽院御時に常の
仏所の式目の事
義も出り申さ
遠犯のそむき八条宮小法
小まの世に那波の御かべ
禁制成中物を是令に畜獣世乃
費成いとく人乃つ成源の

理世安民の事成難き事
なれども為政者の心
勤の大小高或ひは
後の度動成ること
小意を以て中を
英太乃そなはり
徳成さるべし

さば都ひとつに
者内ハ
ハ
民主政の用ひ
きものそれいづ
て主政成ることハ
りあるべし

又自分の紙子に黄紙手ちがハ
ぐ自持ち金国郡郡き金銭金法の内
ちい商賣世話持ハ河内屋清ん
やもぶいぐおぶつ商ひ世話の
替りと無へ出ぐ分又賣物成さ
ぐら事ハ申ち相ち決人評
定所も言ち大産成清ち也

大ち一信ち申ち返礼者へ事
ち金国郡ち始ち動ち
ちぐふ毎ち費へ者ち世紙之
ち金国の能郡持ち扶助
ち者ち代ち金の品ち
紙類ち清ち世義
遠ひち酔ち大産の事

[illegible]
かごりとなる兎五郎つくしの風義
[illegible]

火柱の事編乃事

附 京大夫頭乃夏

境目論批判乃事

仁治三年二月四日成乃刻[illegible]

赤白乃雲[illegible]面の[illegible]
[illegible]
其丈七尺[illegible]
陽師安倍[illegible]
世天災[illegible]形の氣[illegible]
火柱[illegible]
[illegible]庭保年中[illegible]

四地小載ニ申ス事ハ晴資屋資
等無之ニ今書ハ誤リテ言フ
ベキ筆法者ニ分明ナリ世系家
譜無之ニ付テ一変シ
ガ為ニ同ク七日己巳刻ニ大地
震ス去ル建暦辛未ニ同ク
月ノ地震アリ和田義盛射殺
ス

ル反逆ニ付テ世情騒動ス
ル事ハ古記ノ文ニ今ニ
同ク十六日天文道ノ勘ニ依テ
去ル月日ノ大変ト考ヘ来
リテ南貞ニ書ヲ遣ハス
而ニ主ト火桙ノ行世ニ
晴資ニ書ハ推古天皇二十八年

天慶二年元永わとせの春の氣色を
に同じき中編 変をも 板軍亂
乃作小弓 天学 極 ちい京紀
より中書 ゆ 五位 ちい
おりとかの 軍編成
結 同じ 晦日 一編敬
清書 書 ちい 日の春の琴
墨 ゆ 況 ゆ 風軍 ゆ
書 ゆ 春 ゆ 面 晴 清 ゆ 岩
文 とのく 京紀 ゆ 同
三月十六日 右京 校大夫 春 附 淨 ゆ
より 退出 乃 附 ゆ 廣 一の 廣 茂
見 ゆ 紀 ゆ 紀 ゆ たまひ ゆ
車 ゆ 世の ゆ 物

義経の義経人書も知れど
人々皆と軍々威ずいろうん
かかけらるるるる同々三月廿日
海野幸氏 厨幸氏 武田信重
入道常蓮 常蓮海の中の上野
玉三郎乃信盛 長倉の境目
城軍小所々海野所々

色々かるるより国々成貫の法ふ
まるも押領と加々逆与
元屋敷の法師 信重
前司 彦貞 布施康頼 厨康高
食ぎるか常蓮 服部と合一族
と信濃友重と如うい 右京
大夫 義成 御堂と逆んと

[illegible]度[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]成[illegible]人[illegible]
て[illegible]ゝ人乃[illegible]て[illegible]
[illegible]成[illegible]ハ改道の[illegible]
[illegible]逆[illegible]ん[illegible]
中[illegible]定めて[illegible]
[illegible]人の[illegible]

建暦年中ゝ和田左衛門尉義盛
ゝ縁友とゝ[illegible]ゝ生根元と
ハ因人乃一族和田平太胤長
と中ゝ[illegible]と一族
九十餘人列[illegible]
弾[illegible]ゝ平太と[illegible]
博ゝ[illegible]

駿河の国府義貞がいさごと
足陽ちくしに一族縁のごとく
起りつゝ南庭くわくハ仍
えくりてとゝ寄をごとくし先縦ハ
既く郡の如く是改道く私ケ
寺記成りつゝ法名左衛門尉
五の五郎くりて上総及廣常

ハ家初く奉り大都とつくしりを
まゝ年家退討のくえく西国ち
軍を成さしけらるの府わいう
廣常ハいちまん奉りときうか
ていちをざる旅へとりうを先の石
とのを中をくに服ひまゝ記事成
うをを内仏源頼ちくて源頼

[illegible]
[illegible]平家追討の
[illegible]とりつかめ上給へ
廣常成清前に武士仰
きこゝろ勢をはげまさしも
以前に講ぜんと新の
ごとく羅城門を通る世業
新田[illegible]ごとく雖中

せ[illegible]邪魔の海へ車[illegible]
く世[illegible]毋忠を重く賞
羅を惟[illegible]
問ふ[illegible]
ぎ[illegible]遠[illegible]
清恩[illegible]
[illegible]義[illegible]
[illegible]後急の海へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

中しまいらせしと有りける

常連は世を[illegible]程なく後

悔成り[illegible]

二人のさしと海[illegible]

撰集見聞志巻三十六終